第1章

交換可能性の欠如、自然依存電力参照契約等 今期から強制適用・早期適用可能な基準の概要

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 木崎原 新

【この章のエッセンス】

- 通貨の交換可能性が欠如している場合の取扱いが追加された(当期から強制適用)。
- 金融資産に対するSPPI要件の当てはめ方に関する明確化が行われた。
- 自然依存電力を参照する契約について、自己使用の例外・ヘッジ会計の適用方法に関する規定が追加された。

強制適用・早期適用可能な会計基準等の一覧

2025年12月期(および2026年3月期、以下同様)から強制適用となる、もしくは2025年12月期に早期適用が可能な会計基準等の主なものは図表1のとおりである。

本章では、図表1で挙げたもののうち、第3章で採り上げるIFRS18号、わが国への影響は限定的と思われるIFRS19号を除いたものを取り扱う。

なお、国際会計基準審議会(IASB)から近いうちに「気候関連の設例を用いて例示した、財務諸表における不確実性に関する開示」が公表される見込みである。これは、財務諸表における気候関連リスクやその他の不確実性の影響に関する情報は、不十分であるか、財務諸表の外で提供される情報と不整合にみえる場合があるという財務諸表利用者の懸念に対応したものであり、気候関連リスクの設例が6つ公表される予定である。日本基準と異なり、「IFRS®会計基準に付属する設例」は、「結論の根拠」などと同様、IFRS会計基準においては基準書の一部を構成するものではないと位置づけられているため、発効日および経過措置の定めはないものの、公表後適時に導入することが期待されている。

交換可能性の欠如(IAS21号の改訂)

従来は、通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合に直物為替レートとしてどのような為替レート

(図表1) 2025年12月期から強制適用、もしくは2025年12月期に早期適用な会計基準等

対象となる会計基準等	適用時期
強制適用	
交換可能性の欠如(IAS21号の改訂)	2025年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。
早期適用	
金融商品の分類及び測定(IFRS9号およびIFRS7号の改訂)	2026年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。早期適用は認められるが、すべての修正を同時に適用する以外に、金融資産の分類に関する改訂のみを早期適用することもできる。
年次改善—IFRS1号、IFRS7号、IFRS9号、IFRS10号およびIAS7号	2026年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。早期適用は認められる。
自然依存電力を参照する契約(IFRS9号およびIFRS7号の改訂)	同上
IFRS18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。早期適用は認められる。
IFRS19号「公的説明責任のない子会社:開示」	同上

(出所) 筆者作成